

廃 第 1 7 5 号
平成 2 9 年 4 月 2 6 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

廃棄物処理法に基づく行政処分について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。) 第 9 条の 2 第 1 項、第 1 4 条の 3 (法第 1 4 条の 6 において準用する場合を含む。) 及び第 1 5 条の 2 の 7 の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

1 被処分者

住 所 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷八丁目 1 番 3 3 号
名 称 株式会社丸幸
代 表 者 代表取締役 渡邊 均

2 許可内容 (行政処分の対象となる業及び施設設置の許可)

- (1) 許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第 0 1 2 0 0 0 0 8 1 0 1 号
許可年月日 平成 2 5 年 1 0 月 3 日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)
- (2) 許可の種類 特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第 0 1 2 5 0 0 0 8 1 0 1 号
許可年月日 平成 2 7 年 6 月 1 4 日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)
- (3) 許可の種類 産業廃棄物処分業
許可の番号 第 0 1 2 2 0 0 0 8 1 0 1 号
許可年月日 平成 2 6 年 3 月 1 4 日
事業の区分 破碎、圧縮、破碎・溶融及び破碎・圧縮固化による中間処理
- (4) 許可の種類 産業廃棄物処理施設設置
許可の番号 2 3 - 1 - 3 9 5
許可年月日 平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日
施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設
- (5) 許可の種類 産業廃棄物処理施設設置
許可の番号 2 3 - 1 - 3 9 6
許可年月日 平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日
施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設 (破碎・圧縮固化施設)、木くず又はがれき類の破碎施設

- (6) 許可の種類 産業廃棄物処理施設設置
許可の番号 23-1-397
許可年月日 平成23年12月27日
施設の種類 木くず又はがれき類の破碎施設
- (7) 許可の種類 産業廃棄物処理施設設置
許可の番号 23-1-398
許可年月日 平成23年12月27日
施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設
- (8) 許可の種類 一般廃棄物処理施設設置
許可の番号 13-10
許可年月日 平成13年7月31日
施設の種類 ごみ処理施設 (破碎施設)
- 3 処分年月日 平成29年4月26日
- 4 行政処分の内容 30日間の産業廃棄物収集運搬業の全部停止
30日間の特別管理産業廃棄物収集運搬業の全部停止
30日間の産業廃棄物処分業の全部停止
30日間の産業廃棄物処理施設の使用停止
30日間の一般廃棄物処理施設の使用停止
- 5 停止期間 平成29年5月10日から同年6月8日まで
- 6 行政処分の理由

株式会社丸幸（以下「丸幸」という。）は、平成28年6月7日に排出事業者から処分を受託したドラム缶16本分の産業廃棄物であるエンベロープのうちの13本分は同月9日に中間処分をした後、同月16日に最終処分業者に処分を委託したが、残りの3本分については保管し続け、同年9月5日に最終処分業者に処分を委託した。それにもかかわらず、丸幸は、排出事業者から交付された産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）に、産業廃棄物の全量（ドラム缶16本分のエンベロープ）を同年6月16日に最終処分した旨の記載をし、排出事業者に当該管理票の写しを送付した。

この行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「法施行規則」という。）第8条の25の2に規定する管理票の記載内容（最終処分が終了した年月日）について事実と異なる記載をしたものであり、法第12条の3第5項違反（管理票の虚偽記載）である。

また、丸幸は、平成28年6月7日に排出事業者から処分を受託したドラム缶16本分の産業廃棄物であるエンベロープのうちの3本分を処分せずに、同月11日から同年9月3日までの間、丸幸の中間処理場（千葉県白井市神々廻字大木戸1664番1外）外の車両置場（同1671番）に保管した。

この行為は、法施行規則第10条の10第1項第6号に規定する産業廃棄物の保管場所に関する事項に変更が生じたにも関わらず、変更の届出をすることなく行われたものであり、法第14条の2第3項違反（変更届出義務違反）である。

以上のことから、丸幸は法第9条の2第1項第3号、法第14条の3第1号（法第14条の6において準用する場合を含む。）及び法第15条の2の7第3号に該当する。

【担当】
廃棄物指導課監視指導室 名塚、吉橋
TEL 043-223-2684